

地域の身近な相談相手・民生委員

- 地域を見守り、つなぐ人々 -

地域住民と行政のつなぎ役として活動している民生委員・児童委員の改選が行われ、町でも昨年12月1日から新たに49名が委嘱されました。今年で100周年を迎える民生委員制度についてあらためて紹介します。



民生委員のつける
バッヂ

● 民生委員・児童委員のマーク

現在のマークは昭和35年に公募で選ばれたもの。愛情と奉仕を表している。

四つ葉のクローバー・民生委員の「み」・児童委員を示す双葉・平和のシンボルの鳩

● 民生委員とは

厚生労働大臣から委嘱され、地域において、住民目線で相談に応じ、必要な場合は役場等の関係行政機関へつなぐ、特別職の地方公務員（非常勤）です。

- ・「**児童委員**」を兼任（児童福祉法第16条に基づく）
…児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- ・**ボランティアとして活動するため給与は支給されません**。ただし、日々の活動に必要な経費（電話代、交通費など）の一部が活動費として支給されます。

- ・ **任期は3年**。再任も可能。3年に1度、一斉改選が行われます。
民生委員担当区域の振興会から推薦された候補者について、町の民生委員推薦会で審査後、県・国の手続を経て厚生労働大臣が委嘱します。
- ・ 要援護者の相談等を受ける立場上、個人情報に触れることが多いため、**守秘義務**が課せられています。この義務は委員退任後も続きます。

※ 民生委員・児童委員と同時に**主任児童委員**が委嘱されます。主任児童委員は子どもや子育て家庭への支援を専門に担当します。高山地区に2名、内之浦地区に1名おられます。

● 民生委員制度100周年・児童委員制度70周年

民生委員制度は今年（2017年）、制度創設100周年を迎えます。大正6年（1917年）5月12日に創設された岡山県の「済世顧問制度」が始まりとされています。そのため全国民生委員児童委員連合会では5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、12日から18日までの1週間を「活動強化週間」としています。

また、民生委員が兼ねている児童委員の制度も、1947（昭22）年の児童福祉法公布により民生委員が児童委員に充てられることになったため、今年で制度創設70周年となります。



● このような活動をしています

- ・ 高齢者の安否確認や見守りのための訪問活動を行います。
- ・ 地域住民の心配ごとなどの相談にのり、必要に応じて専門機関へつないだり、福祉サービスなどの情報提供を行います。
- ・ 高齢者や子育て家庭を対象にしたサロン活動などへ取り組みます。
- ・ 地域の行事などへ参加し、住民と交流します。
- ・ 行政などの依頼に基づいて、担当区域内の高齢者世帯の状況調査などに協力します。